

平成 16 年 6 月 25 日
国土交通省金沢河川国道事務所

「第 1 回 手取川水系流域委員会」の審議結果（議事速報）について

○開催日時：平成 16 年 6 月 23 日（水）13:00～16:00

開催場所：金沢都ホテル 7 階 鳳凰の間

出席委員：以下 18 名（7 名欠席、敬称略・専門分野別五十音順）

氏 名	専門分野	所 属
辻本 哲郎	河川工学	名古屋大学大学院 教授
佐野 修	自然環境(魚介類)	いしかわ動物園 飼育第二課長
富樫 一次	自然環境(昆虫類)	石川県ふれあい昆虫館 館長
中村 浩二	自然環境(生態学)	金沢大学自然計測応用研究センター 教授
中村 正博	自然環境(鳥 類)	日本野鳥の会石川県支部 事務局長
野崎 英吉	自然環境(哺乳類)	石川県白山自然保護センター 主任研究員
古池 博	自然環境(植 物)	石川県地域植物研究会 会長
中川 耕二	地下水・地質	北陸地盤工学研究会 前会長
藤 則雄	地下水・地質	金沢学院大学美術文化学部 教授
鹿島 博史	エネルギー	北陸電力(株)石川支店 技術部長
宮崎 光二	内水面漁業	石川県内水面漁場管理委員会 委員長
池本 良子	水 質	金沢大学工学部 助教授
西田 耕豊	地域社会	石川県治水協会会長、川北町長
高澤 基	報 道	北國新聞社 専務取締役
長谷川孝徳	歴史・文化・文芸・教育	石川県立歴史博物館 学芸専門員
平野 俊也	歴史・文化・文芸・教育	前水辺の楽校推進協議会委員長、寺井町立図書館長
三田 薫子	歴史・文化・文芸・教育	作 家
米田 満	歴史・文化・文芸・教育	白山地域自然保護懇話会 座長

◆欠席者

玉井 信行	河川工学	金沢大学工学部 教授
村島 和男	農業土木	石川県農業短期大学 教授
吉田 武雄	農業水利	石川県土地改良事業団体連合会 副会長
車 幸治	地域社会	手取川流域開発期成同盟会会長、鶴来町長
永井 隆一	地域社会	石川県砂防協会会長、白峰村長
山崎 正夫	地域社会	手取川流域開発期成同盟会副会長、尾口村長
小堀 幸穂	地域経済	鶴来商工会 副会長

○議事速報

- 手取川水系流域委員会規約について、原案どおり承認された。(資料―1)
- 規約第6条に基づき、会長に辻本 哲郎 名古屋大学大学院教授を選出した。
- 手取川水系流域委員会運営方針について、原案どおり承認された。(資料―2)
- その他の意見について
議事に先立ち、各委員より手取川に関する様々なご意見や、今後の抱負について述べていただいた。

以 上―

お問合せ先 国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所 調査第一課長 二 俣 (ふたまた) TEL 076-264-8800(代) (内線)351
--

手取川水系流域委員会規約

（名 称）

第1条 本会は、「手取川水系流域委員会」（以下「委員会」という。）と称す。

（設置・運営）

第2条 委員会は、国土交通省北陸地方整備局長（以下「局長」という。）が設置・運営する。

（目 的）

第3条 委員会は、手取川に造詣の深い学識経験者の方々が、手取川水系の河川整備計画策定に向けて、意見を述べることを目的とする。

（審議内容）

第4条 河川整備計画策定に向けての意見と、住民意見聴取の方法等に関する事項とする。

（組織等）

第5条 委員会は、別添に掲げる委員で組織し、局長が委嘱する。

- 2 委員会が必要と認めるとき、委員以外の者に対し、参考人として会議への出席を求めることができる。
- 3 委員会は、必要に応じ専門部会を設置することができる。

（会 長）

第6条 委員会には会長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

（会 議）

第7条 会議は会長が必要と認めるとき、これを召集する。

- 2 会長は会議の議長となり、議事を運営する。
- 3 会議は委員の半数以上の出席をもって行う。

（情報公開）

第8条 会議及び会議資料は公開を原則とし、その決定は委員会が行う。

- 2 委員会の審議内容について、原則として公表することとし、その決定は委員会が行う。

（規約の改正）

第9条 本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行うものとする。

(委 任)

第10条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

(事務局)

第11条 委員会の事務局は国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所に置く。

付則（施行期日）

この規約は、平成16年 6月23日から施行する。

手取川水系流域委員会委員名簿

(敬称略・専門分野別五十音順)

氏 名	専門分野	所 属
玉井 信行	河川工学	金沢大学工学部 教授
辻本 哲郎	河川工学	名古屋大学大学院 教授 手取川リバーカウンセラー
佐野 修	自然環境 (魚介類)	いしかわ動物園 飼育第二課長 河川水辺の国勢調査アドバイザー
富樫 一次	自然環境 (昆虫類)	石川県ふれあい昆虫館 館長 河川水辺の国勢調査アドバイザー
中村 浩二	自然環境 (生態学)	金沢大学自然計測応用研究センター 教授
中村 正博	自然環境 (鳥 類)	日本野鳥の会石川県支部 事務局長 河川水辺の国勢調査アドバイザー
野崎 英吉	自然環境 (哺乳類)	石川県環境安全部自然保護課 課長補佐 河川水辺の国勢調査アドバイザー
古池 博	自然環境 (植 物)	石川県地域植物研究会 会長 河川水辺の国勢調査アドバイザー
中川 耕二	地下水・地質	北陸地盤工学研究会 前会長
藤 則雄	地下水・地質	金沢学院大学美術文化学部 教授
村島 和男	農業土木	石川県農業短期大学 教授
吉田 武雄	農業水利	石川県土地改良事業団体連合会 副会長
鹿島 博史	エネルギー	北陸電力(株)石川支店 技術部長
宮崎 光二	内水面漁業	石川県内水面漁場管理委員会 委員長
池本 良子	水 質	金沢大学工学部 助教授
車 幸治	地域社会	手取川流域開発期成同盟会会長、鶴来町長
永井 隆一	地域社会	石川県砂防協会会長、白峰村長
西田 耕豊	地域社会	石川県治水協会会長、川北町長
山崎 正夫	地域社会	手取川流域開発期成同盟会副会長、尾口村長
高澤 基	報 道	北國新聞社 専務取締役
小堀 幸穂	地域経済	鶴来商工会 副会長
長谷川孝徳	歴史・文化 文芸・教育	石川県立歴史博物館 学芸専門員
平野 俊也	歴史・文化 文芸・教育	前水辺の楽校推進協議会委員長、寺井町立図書館長
三田 薫子	歴史・文化 文芸・教育	作 家
米田 満	歴史・文化 文芸・教育	白山地域自然保護懇話会 座長

手取川水系流域委員会運営方針

1. 委員会の公開について

委員会については、原則的に公開するものとする。但し、内容によってはプライバシー等の問題もあるため、公開の範囲については委員会において検討を行うものとする。

■手取川水系流域委員会における公開の考え方

【事前案内について】

- 1) 委員会の開催は、報道関係者に記者クラブを通じて事前案内する。また、一般の方には金沢河川国道事務所ホームページ等を活用して事前案内する。

【公開について】

- 1) 委員会は原則的として公開とする。
- 2) プライバシーに関わる事項等、情報公開にそぐわない内容が含まれる場合は非公開とし、その決定は委員会が行う。非公開とする内容は、情報公開法を参考に以下に関する内容とする。
 - ・ 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され又は他の情報と照合する事により識別され得る情報を含む場合。
 - ・ 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れのあるもの。
 - ・ 国の安全が害する恐れ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれる恐れがあるもの。
 - ・ 犯罪の予防・捜査、公訴の維持、刑の執行、警備その他の安全の秩序の維持に支障を及ぼす恐れのあるもの。
 - ・ 行政機関内部又は行政機関相互の審議・検討又は協議に関する情報であって、開示する事により、率直な意見の交換若しくは意思の決定の中立性が不当に損なわれ、国民に混乱を生じさせる恐れ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼす恐れがあるもの。
 - ・ 監査、検査、取締り、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理、現業の事業経営その他行政機関の事務又は事業に関する情報であって、開示する事により、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるもの。

非公開により委員会を運営するときは、報道関係者及び一般傍聴人に退席してもらい実施する。

【公開に対する対応について】

- 1) 会議の公開は会議の傍聴を認めることにより行い、以下に定めることにより実施する。なお、傍聴の対象者は報道関係者及び一般の傍聴人とする。

- ①会場の都合により事前に人数制限を告知する。

- ②傍聴に当たっては、会議の運営を速やかに行うため、会長の指示に従うこととする。
- 2) 撮影（テレビカメラ・スチールカメラ）は議事に入ってからのご遠慮頂くものとする。
- 3) 委員会の資料は報道関係者及び一般の傍聴者に配布する。
- 4) 委員会での発言は委員と事務局のみとする。委員会の席上では、報道機関、一般からの意見、質問等は受け付けない。
 - ①報道関係に対しては、必要に応じ記者発表（会見）を実施する。
 - ②一般傍聴者等に対しては、別の場で事務局が対応する。
- 5) 議事速報は会長に確認して頂いた上で、金沢河川国道事務所ホームページ等で速やかに公開する。
- 6) 議事要旨は各委員に確認して頂いた上で、金沢河川国道事務所ホームページ等で概ね1ヶ月以内に公開する。

2. 委員以外の分野の専門家に意見を聴くことについて

委員会規約第5条組織第2項に明記。

（組織等）

第5条 委員会は、別添に掲げる委員で組織し、局長が委嘱する。

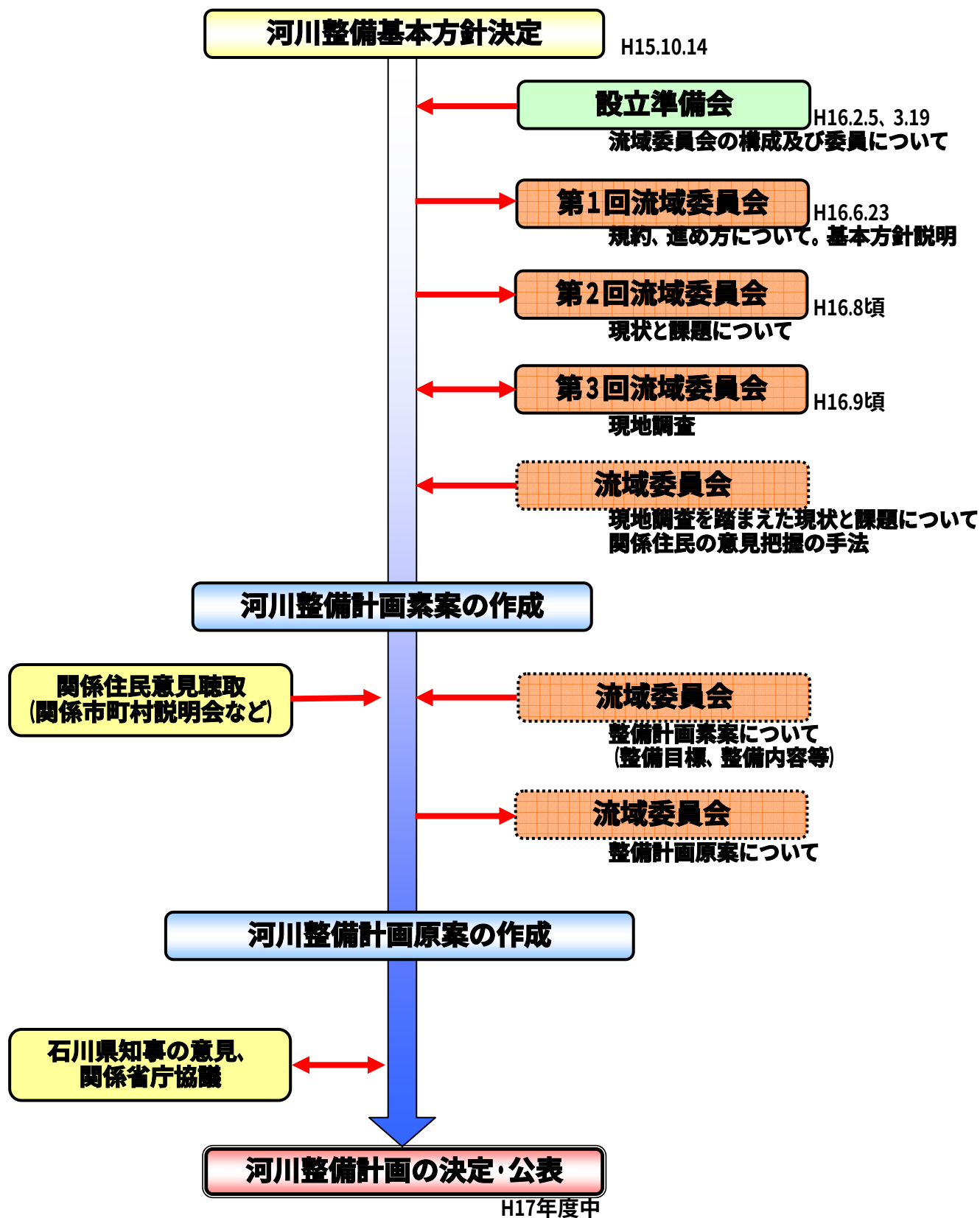
- 2 委員会が必要と認めるとき、委員以外の者に対し、参考人として会議への出席を求めることが出来る。

3. 委員会に対する意見について

意見の取扱いについて

委員会宛に来た意見については、河川整備計画策定に関する意見は委員会に報告するものとし、それ以外（河川整備基本方針、他河川の流域委員会に関するもの等）は事務局で対応する。

4.手取川水系河川整備計画策定までの流れ (案)

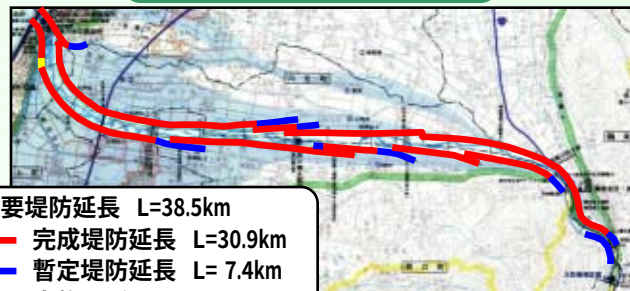


◆河川整備計画策定までの流れの一例(手取川)

手取川水系河川整備基本方針(平成15年10月策定)

■堤防の整備、河道掘削等による河積の増大

現状と課題の説明



堤防整備率 約80%
→堤防未整備区間の存在

現地調査等を実施し、現状と課題を確認



・実際に堤防未整備区間の
現地確認を行う

問題提起
(河川管理者)

共通認識
(流域委員会、
河川管理者)

**計画原案
の策定**
(河川管理者)

**計画素案に
対する意見**
(流域委員会)



・流域委員会の意見を
踏まえ河川整備計画
原案を策定



計画原案の策定



・河川整備計画素案等の資料を基に
流域委員会において意見交換

整備目標、整備内容

国土交通省 北陸地方整備局